

暴風警報発令時の対応について

ア 豊橋市に暴風警報・暴風雪警報発令時

(ア) 登校前

- ・始業時刻 2 時間前（午前 7 時）までに解除→平常通り授業実施
- ・始業時刻 2 時間前より午前 11 時までに解除→解除後 2 時間を経ってから授業実施
- ・午前 11 時以降の解除→自宅学習
- ・自宅のある自治体に暴風警報発令時や交通機関の途絶、登校に察し危険のある場合は登校しなくてもよい。

(イ) 在校中

- ・気象状況を判断し、授業を中止して、学校の指示で下校する。
- ・気象状況により危険な場合は学校で待機する。

イ 特別警報発表時

「特別警報」とは今までの警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表されます。どんな場合も、まず、命を守る行動をとってください。

(ア) 登校前

- ・学校には登校しない。
- ・その日に解除されても登校しない。
- ・授業の開始は学校から連絡する。

(イ) 在校中

- ・学校は災害の状況及び、気象、交通機関、通学路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行います。